

平成30年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成30年 9月13日
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
開会(開議) 平成30年 9月13日(木) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 10番 平田 文夫 議員 12番 高宮 陽一 議員

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	佐々木 千明
副町長	大庭 孝久	上下水道課長	田中 秀喜
教育長	村尾 秀信	建設課長	田中 文男
代表監査委員	嶽野 正弘	大規模事業課長	河北 尚夫
総務課長	野津 浩一	施設管理課長	大西 洋二
会計管理者	渡部 誠	総務学校教育課長	池田 茂良
財政課長	石田 寛弥	社会教育課長	吉田 隆
税務課長	濱田 勉	布施支所長	竹本 久
町民課長	名越 玲子	五箇支所長	金坂 賢一
福祉課長	中林 眞	都万支所長	佐々木 義直
保健課長	平田 芳春	中出張所長	村上 克樹
環境課長	砂本 進	中央公民館長	高梨 勇光
観光課長	鳥井 登	総務課長補佐	野津 千秋
農林水産課長	藤川 芳人	財政課長補佐	日野 利幸

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 山 根 淳 事 務 局 長 補 佐 中 村 恵 美 子

1. 町長提出議案の題目

報告第 3 号 継続費精算報告書について

議 第 71 号 平成 30 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 2 号)

議 第 72 号 平成 30 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 1 号)

議 第 73 号 平成 30 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算
(第 1 号)

議 第 74 号 平成 30 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算
(第 1 号)

議 第 75 号 平成 30 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

議 第 76 号 平成 30 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算(第 1 号)

議 第 77 号 平成 30 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

議 第 78 号 平成 30 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第 1 号)

議 第 79 号 隠岐の島町税条例の一部を改正する条例

議 第 80 号 隠岐の島町製氷施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第 81 号 隠岐の島町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

議 第 82 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎敷地造成(その 2) 工事〕

議 第 83 号 物品購入契約の締結について〔小型動力ポンプ付水槽車購入〕

同意第 1 号 隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

同意第 2 号 隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

同意第 3 号 隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

認定第 1 号 平成 29 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2 号 平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

認定第 3 号 平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計歳入歳出
決算の認定について

認定第 4 号 平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計歳入歳出

決算の認定について

認定第 5 号 平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6 号 平成 29 年度隠岐の島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7 号 平成 29 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8 号 平成 29 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算に認定について

認定第 9 号 平成 29 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 10 号 平成 29 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 11 号 平成 29 年度隠岐の島町中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 12 号 平成 29 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 13 号 平成 29 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、平成 30 年第 3 回隠岐の島町議会定例会を開会します。

（開議宣告 9 時 30 分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により 10 番：平田 文夫 議員、
12 番：高宮 陽一 議員を指名します。

日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 27 日までの 15 日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から9月27日までの15日間に決定しました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、平成30年第2回定例会以降の議会に関する行事・会議等はお手元に配付した資料のとおりであります。

主なるものをご報告申し上げます。

一つは、住民監査請求についてであります。本年の3月議会で議決した「離島漁業再生支援事業」による補正予算は、会計上の処理が不当である旨の「住民監査請求」が5月28日付けでありました。監査委員は請求者等への聞き取り及び、関係書類の調査を行い、関係法令に照らして結論を決定しました。結果、平成29年度における「離島漁業再生支援事業」の収入処理は調定誤りであり、平成30年度で修正するよう7月26日付けで、町長に対し勧告がなされたところであります。

なお、この監査結果につきましては、既に議員各位に配付し、町のホームページに掲載しております。

次に、本町への行政視察につきましては、広島県尾道市をはじめ7つの市議会及び、静岡県議会が来町されました。

視察内容は、バイオマス事業、農畜産業及び観光の振興、定住促進、隠岐ユネスコ世界ジオパークの取り組み等ございました。町長をはじめ、担当課のご協力により無事対応をすることができました。今後ともよろしくお願いいたします。

次に、本町議会の行政視察につきましては、8月6日から8日にかけて総務教育民生常任委員7名と福祉課長の計8名で奈良県大淀町を視察いたしました。

わが町と同規模の自治体における福祉行政は、行政と社会福祉協議会が密接に連携し、また、地域住民をはじめ関係団体がそれぞれの役割を担い、協働する仕組みを構築しており、行政と民間がうまく機能している印象を受けたとのことです。本町にとって大いに参考にするべき内容であると思います。

また、8月6日から9日にかけて、産業建設常任委員会委員8名と事務局、そして私も同行し計10名で、岩手県洋野町、岩泉町及び平泉町を視察いたしました。

洋野町では、つくり育てる漁業による水産業の振興について、岩泉町では、定住促進のた

めの岩泉型インターンシップについて、平泉町では、本町でも増加しつつある外国人観光客の受入体制等について学びました。2つの自治体は地域資源を大いに活用し地域振興と定住促進、もう1つの自治体は、特徴的な施策による定住促進に取り組んでおり、産業振興と定住対策に大胆に取り組む姿勢に、学ぶべきことが多かったと考えております。

両委員会の視察につきましては、後日、委員長からも報告があるものと思います。

8月15日には、恒例の隠岐の島町成人式が隠岐島文化会館で挙行政され、新成人83名の出席がありお祝いをいたしました。本町の将来を担う若者の今後の活躍に大いに期待するところであります。

続いて、去る6月定例会において議決されました、委員会提出議案について、お手元に配付した「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じご覧いただきたいと思ひます。

最後に、8月30日の議会運営委員会までに3件の請願・陳情を受理いたしました。お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

また、議員の派遣について前回の定例会に諮ることのできなかつた派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（町長 池田高世偉）

皆さんおはようございます。

平成30年第3回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ご挨拶の前に改めましてお礼と感謝を申し上げます。本日、議会冒頭に議員の皆様方にご配慮をいただき、友好都市のありますポーランド共和国のイズドルチク・ヤツェク大使をお迎えし、友好の証としてご挨拶を賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

大使におかれましては大変ご多忙の中、更なる交流のためお互いが顔を合わせるこゝが最良とのお考えから、一泊二日のタイトなスケジュールにも係わりませぬ我が町にお出でをいただきました。大使からこの小さな隠岐の島とポーランド共和国の交流が行われていることは大変意義深く、「人と人との交流が大切」という言葉をいただき、改めまして交流への“輪”

を“志”を町民の皆様と築いていかなければならないとの思いを強くしたところでございます。議員の皆様方には引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、開会にあたりご挨拶を申し上げます。

記録的な猛暑日の続いた夏も、相次ぐ台風の発生と共に終わりを迎えようとしております。全国的に大きな被害をもたらした台風でございますが、本町は直撃を免れ、大きな被害もなく安堵しているところでございます。

しかしながら一方では、ホテル、観光バス、夏季ジェット便にキャンセルが発生し、地域経済面におきましては影響があったことは否めません。また、気象庁がひとつの災害と認識すると報道したとおり、記憶に残る“夏”となりました。6月には大阪府北部の地震、7月には西日本豪雨災害、先般は北海道胆振東部地震が発生し、多くの被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々に、心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様方にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願うところでございます。

本日は、平成30年第3回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、ご多忙にも関わりませぬご出席をいただきありがとうございます。

本議会は、平成30年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の一部改正並びに平成29年度決算認定案件など30件の諸議案をご提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なお指導を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、6月に開催をいたしました「第2回議会定例会」以降の主な事項につきまして、ご報告申し上げます。

まず、「夏季大阪ジェット便」の搭乗結果等につきましてご報告を申し上げます。

ジェット機就航13年目を迎えました本年は、8月1日から8月31日までの1か月間就航いたしました。

機材は、昨年同様165人乗りのボーイング737-800型機が就航し、安定して運航されたところでございます。

本年は、搭乗率80%を目標に掲げ、関係者一丸となって集客に取り組んでまいりましたが、最終搭乗率は79.2%となりました。目標達成とはなりませんでしたが、最終搭乗者数は8,103名となり、前年と比較いたしまして238名増の好成績を得ることができました。

今回は、大手旅行代理店からの誘客の他、町内中学校の修学旅行利用、あるいは、友好都市である豊中市関係者、京都島根県人会、東海島根県人会等の皆様の多大なご協力をいただ

き、多数のお客様にご搭乗いただきましたことが、増員の大きな要因となっております。

期間中、町民の皆様をはじめ関係者の皆様方には、深いご理解とご協力をいただきましたこと改めまして感謝申し上げます。

次に、「青少年の非行・被害防止」及び「社会を明るくする運動」メッセージの伝達式について、ご報告申し上げます。

7月2日、内閣府の「青少年の非行・被害防止メッセージ」及び法務省の「社会を明るくする運動メッセージ」の伝達式が役場ふれあいセンターで行われました。

隠岐の島警察署長から「青少年の非行・被害防止メッセージ」を、また、隠岐地区保護司会長から「社会を明るくする運動 内閣総理大臣メッセージ」をそれぞれ伝達していただきました。

本町といたしましても、青少年が犯罪を犯さないよう、また、非行に陥らないよう、健全育成を地域社会で支えるなど関係団体と地域が一体となり活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、竹島に関する資料調査委員会につきまして、ご報告申し上げます。

7月22日、内閣官房領土・主権企画調整室主催の「竹島に関する資料調査及び資料編纂 第1回資料調査委員会」が昨年に引き続き隠岐の島町で開催され、地元といたしまして石田議長と出席をいたしました。

今回は、初めて領土担当大臣が隠岐を訪れることとなり、福井大臣出席のもと委員会が開催され、資料調査の報告や今後の調査について協議がなされました。

前日の7月21日には、福井大臣の視察及び竹島や総合海洋政策に関係する地元の方々との意見交換にも参加いたしました。

今後も、竹島の調査、研究を進め、貴重な資料の保存・活用について取り組みを強化してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、大相撲八角部屋の隠岐合宿について、ご報告申し上げます。

去る7月25日から29日の間、第8回目となる大相撲八角部屋の隠岐合宿が開催されました。

今年も、伊勢ノ海部屋との合同合宿となり、八角親方、伊勢ノ海親方及び隠岐の海関をはじめとした郷土力士6名のほか、両部屋の力士など総勢42名の方々が来島されました。

公開朝稽古に加え、恒例となりました「ちびっこ相撲教室」や地元力士を中心に保育所や老人福祉施設の訪問などが行われましたが、なかでも8回目にして初めて布施地区で交流会

が開催され地区の方々に大変喜んでいただきました。

ご支援、ご協力いただきました島民の皆様方に、この場をお借りしましてお礼申し上げます。現在、大相撲九月場所が開催されております。隠岐の海関をはじめ、郷土力士全員がこの隠岐合宿で養った英気により、良い成績を挙げるものと確信しておりますので、引き続き皆様方の応援をよろしくお願いいたします。

次に「国土交通大臣杯 第11回全国離島交流中学生野球大会」につきまして、ご報告申し上げます。

国土交通大臣杯 第11回全国離島交流中学生野球大会が、8月7日から10日にかけて、鹿児島県種子島において全国の離島23自治体の代表23チームの参加により盛大に開催されました。

本町からは、町内中学校の3年生11名で「隠岐の島あんやらず」を結成、全国の離島の仲間達との交流、そして優勝を目指し、参加いたしました。

初戦に、昨年、一昨年と2年連続優勝の強豪「沖縄県宮古島市」のチームと対戦し、0対4で勝利を掴むことは出来ませんでした。今大会に参加した子どもたちは、他の離島の選手たちとの交流を通じて、全国の離島が持つ役割や人々が離島に住む意味を考え、ふるさとの素晴らしさを改めて学ぶことができたのではないかと感じているところでございます。

本町の代表として力いっぱいプレーした選手の皆さん、約1か月にわたり熱心に選手を指導いただいた監督、コーチの方々に対しまして、改めましてここに感謝を申し上げます。

次回平成31年度の大会でございますが、長崎県対馬市での開催と決定いたしましたので、併せてご報告いたしますとともに、引き続き参加できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、主な事項につきましてご報告を申し上げますが、6月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（石田茂春）

以上で、「行政報告」を終わります。

日 程 第 5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の報告第3号「継続費精算報告書について」から認定第13号「平成29年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの30

件を一括して議題といたします。

日 程 第 6. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました30件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 池田 高世偉）

本日提案いたしました諸議案につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、報告第3号の「継続費精算報告書について」ご説明いたします。平成27年度から3か年の継続事業で実施してまいりました、五箇浄化センター建設事業が、平成29年度で完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により別紙のとおり報告するものであります。

次に、議第71号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」から議第78号「平成30年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの8件の補正予算についてご説明いたします。

まず、議第71号の「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は8,132万8,000円の追加でありまして、補正後の予算額を178億1,402万8,000円とするものであります。

補正の主な内容は、児童扶養手当支給事業、清掃センター管理運営事業、林業成長産業化地域創出モデル事業、雇用機会拡充事業、観光施設管理運営事業及び災害復旧事業に要する経費を追加しております。

また、人件費につきましては4月の人事異動等に伴いまして補正計上しております。

次に、議第72号の「平成30年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は589万7,000円の減額でありまして、補正後の予算額を19億5,700万3,000円とするものであります。

補正の主な内容は、国保広域化に伴う事業報告システム改修による追加と、人事異動に伴う人件費の減額であります。

次に、議第73号の「平成30年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は226万5,000円の追加でありまして、補正後の予算額を1億3,616万5,000円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費及び賃金の増額であります。

次に、議第 74 号の「平成 30 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 229 万 1,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 1 億 4,179 万 1,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の増額であります。

次に、議第 75 号の「平成 30 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 1,297 万 3,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 17 億 8,267 万 3,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、施設管理費及び市町村設置浄化槽施設整備費に係る経費を追加し、一般管理費、布施及び蛸木漁港漁業集落排水整備事業に係る財源を変更するものであります。

次に、議第 76 号の「平成 30 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 132 万円の減額でありまして、補正後の予算額を 2,378 万円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の減額であります。

次に、議第 77 号の「平成 30 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 303 万 5,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 3 億 6,633 万 5,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、島根県後期高齢者医療広域連合に納付します負担金と過年度分保険料還付金及び還付加算金の追加であります。

次に、議第 78 号の「平成 30 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 1 号）」についてであります。収益的予算（3 条予算）の補正額は、収益的支出におきまして 13 万 9,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 6 億 4,147 万 8,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の増額であります。

続きまして、議第 79 号から議第 81 号までの 3 件につきましては、条例の一部改正に関する議案であります。

まず、議第 79 号の「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」についてであります。生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置に関する要望が、平成 30 年第 2 回隠岐の島町議会定例会において採択されたことに伴い、中小事業者等に各種の優遇措置が講じられ、積極的な設備投資を促すため、固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる率を「2 分の 1」から「0（ゼロ）」に改正するものであります。

次に、議第 80 号の「隠岐の島町製氷施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」につい

てであります。条例に利用料金に関する記載がなかったため、改正するものであります。

次に、議第 81 号の「隠岐の島町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてであります。また、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」が改正され、代替保育に係る連携、食事の提供の基準が緩和されたこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 82 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎敷地造成（その 2）工事〕」についてご説明いたします。

公用車駐車場への進入を容易にするための農道の縦断の変更に伴う数量の変更、及び浄化センター駐車場への進入路と排水路工事を追加したことにより、契約金額の増額の必要が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく議決を求めるものであります。

次に、議第 83 号の「物品購入契約の締結について〔小型動力ポンプ付水槽車購入〕」についてであります。去る 7 月 31 日、3 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社 吉谷が落札いたしましたので、同社と契約金額 2,073 万 5,574 円で物品購入契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、同意第 1 号から第 3 号の「隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」ご説明をいたします。

本町の固定資産評価審査委員会委員が、来る 9 月 30 日で任期を迎えますことから、3 名の方を選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、認定第 1 号の「平成 29 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第 13 号の「平成 29 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの認定案件 13 件は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、決算書の調製を終え、監査委員の審査が終了いたしましたので、同項の規定に基づき監査委員の意見書をつけて、議会の認定に付するものであります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条の規定により、決算認定にあたり健全化判断比率とその関係書類についても監査委員の審査に付し、監査委員の意見書をつけて当該比率を議会に報告するものであります。

以上、30 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いをいたします。

○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日 程 第 7. 決 算 審 査 報 告

「決算審査報告」を行います。

監査委員に、決算審査の報告を求めます。

番外：嶽野代表監査委員

○番外（ 代表監査委員 嶽 野 正 弘 ）

おはようございます。

町長から審査に付されました、平成 29 年度隠岐の島町一般会計、特別会計、及び公営企業の上水道事業会計の歳入歳出決算の審査を、池田信博議員と 2 人で監査を行っておりますが、本日は私、嶽野から報告させていただきます。

よろしく願いいたします。

それでは、一般会計・特別会計の決算審査の意見等について、提出いたしております意見書に沿って、補足しながら報告いたします。

1 の審査の対象は、一般会計及び上水道事業会計を除く 11 の特別会計の決算でございます。前年度までは、ここに簡水事業会計がありましたが、上水道事業会計との統合により無くなっております。

2 の審査の期間は、8 月 20 日から 31 日までの 6 日間をかけて実施いたしました。うち 2 日間は上水道事業会計を中心に審査を行っておりますが、当日は一般会計等も併せて審査したため 6 日間と報告させていただきます。

3 の審査の手続きは、町長から提出されました「歳入歳出決算書」「歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」について、計数に誤りは無いか、財政運営は健全か、財産管理は適切か、及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか、などに主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを実施いたしました。

特に、歳入においては調定額と収入未済額の調査を、歳出においては予算の不用額が多額な科目や事業費についての内容調査を重点的に行いました。

また、今回の審査では、一般会計から特別会計への繰出金の状況と、基金の状況については、前年度の審査より調査を深めて対応いたしました。

ちなみに決算関係資料の主要施策の説明書は決算審査の対象外でございますので、ご承知おきください。

第2 審査の結果でございますが、1の決算計数は提出された各調書に誤りの無いものと認めました。

また、平成28年度の決算書と、今回の平成29年度の決算書の計数において整合性があるかどうかを調査しましたところ、平成28年度で収入未済となっていた2件の項目において、担当者から収入調定に誤りがあり昨年の決算審査後に正規な額に修正処理したとの説明がありました。内容調査の結果、今年度の決算書の計数が正しいことが判明いたしましたので、その旨申し添えます。

なお、議員ご承知のとおり、本年5月に住民監査請求があり、監査の結果、会計処理の誤りと判断した件でございますが、平成29年度に行った漁業集落から返金された312万383円の収入処理は、交付金制度に基づき716万9,578円を返金させるべきであって収入調定の誤りであるとし、平成30年度で修正するように、去る7月26日に町長に勧告したところであります。平成29年度の決算処理後に判明した出来事でございますので、今回の決算審査に係る調書等の数値、つまり調定額や収入未済額についてはこの件を加味せずに審査を行っております。

2の財政状況、(1)の一般会計につきましては、次ページの表を参照いただきます。表は、現年度分と当該年度執行の繰越明許費の予算現額、収入済額、収入率、支出済額、執行率の平成29年度分、平成28年度分、対前年度の比率の表でございます。

一般会計総額の前年度対比で予算規模は12.7%の伸びを示しておりますが、決算額では歳入で12.2%、歳出で13.2%の伸びを示しています。

結果、歳入歳出の差引額から翌年度に繰り越す財源1,742万7,000円を差し引いた1億3,405万1,000円が実質収支額となり、うち地方自治法第233条の2の規定により決算処分として7,000万円を基金に積み立てしています。

収入率等における前年度比較での増減は、繰越明許費が主な要因と判断しております。詳細は意見書記載のとおりでございます。

(2) 特別会計の財政状況ですが、全会計において黒字決算でした。

下の表の右の欄をご覧ください。駐車場事業特別会計と中財産区特別会計を除く特別会計の歳入には、一般会計からの繰入金があり、その総額は8億2,802万円となっています。各事業の関連する法律で規定され、地方財政計画によって一般会計で負担すべき経費と定められた繰出基準によるものが大半でございますが、特別会計の運営赤字解消のための繰入金によって黒字決算となっている会計もございます。

第3 審査意見について、三点掲げました。

まず一点目ですが、予算執行率等の件につきましては、先ほどの財政状況で申しましたように、予算に対する収入率、執行率が低いと判断しています。意見書には記載しておりませんが、調査研究してみますと、あくまでも繰越明許費などの特殊事情は考えない現年度分だけの考え方でございますが、収入率は100%に近く、また100%を超えても問題はありませんが、歳出の執行率は98%程度が妥当ではないかと思っています。

単なる率だけでは判断できない面もありますが、理由が無い予算の未執行、これは予算計上しながら執行するのを忘れていたと言うことで、今回調査ではありませんでしたが多額な予算の不用額が生じることは、予算審議を行った議会や住民に対して信頼を損なうことになるので、今後の予算編成において十分留意いただきたいと意見を申し上げるところです。

二点目は、税等の滞納処理の件でございます。

収入未済額の状況をまとめて表記しておりますが、全体で4億円余り、うち繰越明許費を除くと、住民から徴収すべき収入未済額は、全会計で2億6,709万5,000円と試算いたしました。うち町税等の約2億600万円が役場の徴収対策本部で取り扱う金額となっております。また、各科目では、数人の大口滞納者の金額が相当なウエートを占めている状況も判明したところであります。

収納については、努力されていることを評価いたしておりますが、経済状況から平成29年度も新規の滞納者が発生している現状が見受けられまして、より一層、徴収業務に努力するように望むものであります。一方、不納欠損処理については法的根拠に基づき適正な処理が行われていましたが、4会計で2,204万円もの多額な財源を放棄している事実を重く受け止め、公正な徴収業務を行うため、早期の徴収を行うことに心掛けていただきたいと思いません。

三点目は、財政の健全化の件でございます。

地方交付税の町村合併の特例措置がなくなる一本算定が平成32年度という目前に迫っていることを十分認識した財政運営を心掛けていただきたいと思えます。「財源の確保と、経費節減を図り、効果ある事務事業の執行に努めて頂きたい。」との記述は、地方自治法第2条の地方公共団体の役割の規定を言い換えて引用したところでございます。

次に基金の関係ですが、平成29年度も基金による地域づくり事業を展開しておりますが、今後も積極的な基金の有効活用を望むものであります。

次いで、今回調査を深めた繰出金についてですが、基準外繰出金は国からの財源措置がな

されないもので、町が単独の政策として予算化する繰出金については決定経緯を明確にし、単なる歳入不足の補てんを目的とした予算措置や執行については、十分留意いただきたいと思いをします。

以上が、「平成29年度一般会計、特別会計の決算審査」の報告でございます。

続きまして、決算審査と同時に行いました「基金の運用状況の審査について」報告いたします。

この審査は、前年度の報告で該当基金はないと意見書を作成し、議会でもその旨報告しておりました。私の勉強不足でありまして、該当基金がございました。訂正してお詫び申し上げます。町長への意見書は、修正させていただきました。

特定の目的のために定額の資金を運用する基金が用品調達基金と土地開発基金の2件でございます。当該年度の運用状況について審査を行いました。

審査の結果は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正と認められました。

意見として、用品調達基金は適正な運用を心掛けていただきたいとし、土地開発基金については、将来の基金の需要額を見据え、今後のあり方について検討をいただきたいとしております。

続きまして、「普通会計の財政健全化の審査」でございます。

健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4項目について、その算定基礎及び比率が適正に作成されているかどうか審査を行いました。

まず、その算定基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認め、比率につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字決算であることから該当数値はなく問題はありません。実質公債費比率は改善し、将来負担比率は、前年度より若干悪化したものの問題の数値ではないと判断し、是正改善を要する事項はございません。

以上が、一般会計等に係る決算審査に併せて行った審査報告でございます。

続きまして、「上水道事業会計歳入歳出決算の審査」について報告いたします。

2の審査の期間は、一般会計等の審査と同時に行い、うち21日と28日の2日間は重点的に行いました。

3の審査の手続きは、「決算報告書」「財務諸表」「事業報告書等の決算附属書類」について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続を実施

いたしました。

今回の審査対象である平成 29 年度は簡易水道事業会計を統合した初年度であり、前年度数値との比較は単純に上水会計に簡水会計を加算した数値によって審査を行ったところです。

第 2、審査の結果でございますが、1 の提出された書類は関係法令に準拠して作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数に誤りはなく、上水道事業の経営成績及び当年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

2 の予算執行状況について報告いたします。収益的収入全体の予算に対する収入率 97.9%、うち水道使用料は 99.9%、収益的支出の執行率は 96.5%でした。

資本的収入の予算に対する収入率は 87.3%と前年度の 73.2%より 14.1 ポイント高い率を示しました。資本的支出の執行率は 90.1%と施設整備費等に係る収支の予算執行額の影響が大きい状況にあります。

3 の経営状況ですが、営業収益は 3 億 9,325 万 1,000 円で前年度より簡水会計の統合などにより 1 億 4,524 万 9,000 円、58.6%の増、うち給水収益は 1 億 4,620 万 3,000 円の増額でした。給水収益については、単純に平成 28 年度の簡水会計の決算額を加算して比較すると 3,161 万円、8.7%の増額となっており、これは有収水量がほぼ横ばい傾向であることから料金改定による増収と推察されるところです。

営業外収益は簡水会計の統合に関連した収入があり、1 億 7,358 万 7,000 円と前年比で 1 億 3,575 万 4,000 円の増額となりました。

一方、営業費用も 5 億 1,994 万 5,000 円で前年度より 3 億 1,503 万 2,000 円、53.7%増額となりました。簡水会計からの引き受け資産の減価償却費の増加が大きな要因ですが、これは償却資産経過の中古資産の償却期間を 2 年で計上したことによるものです。

結果、今年度は 3,596 万 9,000 円の赤字決算となって、当年度の末処分利益剰余金は 1 億 2,836 万 2,000 円で決算しております。

利益剰余金には、このほかに減債積立金が 1,200 万円あります。

第 3 の審査意見として、まず、一点目は簡水会計との統合で経営状況が大きく変わる過渡期において、料金改定の最中でもあり、財政制度の変更や償却資産費の動向を見極めることは非常に困難と思われるが、住民のために健全な企業運営を求めています。

二点目は、一般会計等と同様に滞納処理について意見を述べるものであります。

水道料の滞納者数は 319 人、前年度より減りましたが滞納額 3,559 万円となっており、うち 83.7%の金額が 10 万円以上の大口滞納者によるものであります。徴収業務には、よ

り一層努力して、経営の安定、住民負担の公正性を確保していただきたいと思うところであります。

以上が、「上水道事業会計の決算審査」の報告です。

続きまして、決算審査と同時に行いました「公営企業の経営健全化の審査」について報告いたします。

資金不足比率について、その算定基礎及び比率が適正に作成されているか審査するものがありますが、書類は適正に作成されていることを認めました。

比率につきましては、経営健全化における実質的な資金不足を生じていないため、該当比率は生じないことから問題はありません。

よって是正改善を要する事項はありませんでした。

以上をもちまして、一般会計と特別会計、並びに上水道事業会計の決算審査と、併せて行いました関係する各審査についての報告といたします。

○議長（石田茂春）

以上で、「決算審査報告」を終わります。

ただ今から、10時50分まで休憩とします。

（ 本会議休憩宣告 10時35分 ）

○議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時50分 ）

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時50分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10時50分 ）

○議長（石田茂春）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11時26分 ）

以上で、本日の議事日程は、全部終了いたしました。

明日、14日は定刻より「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会します。

（ 散会宣告 11時26分 ）

以下余白